



各 位



平成 30 年 6 月 26 日

会社名 東鉄工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 柳下尚道
(コード番号 1835 東証第1部)
問合せ先 執行役員
内部統制室長 綾部光政
(TEL. 03-5369-7613)

**業務の適正を確保するための体制（内部統制システム等に関する事項）
の一部改正に関するお知らせ**

当社の「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム等に関する事項）」について、平成 30 年 6 月 26 日開催の取締役会において、一部改正することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 改正理由

表題につき、「業務の適正を確保するための体制」のうち、「財務報告に係る内部統制」について、「財務報告に係る内部統制の体制及び評価に関する事項」として新設するものとします。

2. 改正内容

改正内容は、別紙のとおりであります。

以上

別紙

(下線は変更部分を示します)

現 行	変 更 案
<p>1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (1)～(3) (条文省略) (4) <u>内部統制本部は、監査を通じて、内部統制システムに対する監視を行う。</u></p> <p>2. ～3. (条文省略)</p> <p>4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 リスク管理に関する体制を整備するため、リスク管理に係る規則の見直し及び制定や役職員への教育研修等を実施するとともに、当社グループの役職員に対する内部通報システムの整備等を行う。 <u>また、「財務報告に係る内部統制システム」における社内体制の整備等を含め、全社的內部統制機能を強化する。</u></p> <p>5. (条文省略)</p> <p>6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項 (1) <u>監査部に</u>所属する使用人に、必要あるときは、監査役の職務の補助業務を担当させる。 (2) <u>監査部の当該使用人の人事等については、事前に監査役と協議する。</u> (3) (条文省略)</p> <p>7. ～8. (条文省略)</p> <p>9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 (1) (条文省略) (2) 当社は、効果的な監査業務の遂行のため、監査役と<u>監査部</u>との連携を図る。</p> <p>10. (条文省略) (新 設)</p> <p>11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 当社グループは「東鉄工業行動憲章」において、「私たちは、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度で臨みます。」と宣言し、反社会的勢力との関係遮断に取り組む。 また、警察当局や関係機関などと十分に連携し、反社会的勢力に関する情報を積極的に収集ならびに共有化するとともに、研修等の機会を通じて反社会的勢力への対応について教育・研修を継続して行う。</p>	<p>1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (1)～(3) (現行どおり) (4) <u>内部統制室は、監査を通じて、内部統制システムに対する監視を行う。</u></p> <p>2. ～3. (現行どおり)</p> <p>4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 リスク管理に関する体制を整備するため、リスク管理に係る規則の見直し及び制定や役職員への教育研修等を実施するとともに、当社グループの役職員に対する内部通報システムの整備等を行う。</p> <p>5. (現行どおり)</p> <p>6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項 (1) <u>内部統制室に</u>所属する使用人に、必要あるときは、監査役の職務の補助業務を担当させる。 (2) <u>内部統制室の当該使用人の人事等については、事前に監査役と協議する。</u> (3) (現行どおり)</p> <p>7. ～8. (現行どおり)</p> <p>9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 (1) (現行どおり) (2) 当社は、効果的な監査業務の遂行のため、監査役と<u>内部統制室</u>との連携を図る。</p> <p>10. (現行どおり)</p> <p>11. 財務報告に係る内部統制の体制及び評価に関する事項 <u>(1) 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制を整備し、運用する。</u> <u>(2) 前項に定める体制の整備及び運用の状況について、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従って、事業年度ごとにこれを評価する。</u></p> <p>12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 当社グループは「東鉄工業行動憲章」において、「私たちは、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度で臨みます。」と宣言し、反社会的勢力との関係遮断に取り組む。 また、警察当局や関係機関などと十分に連携し、反社会的勢力に関する情報を積極的に収集ならびに共有化するとともに、研修等の機会を通じて反社会的勢力への対応について教育・研修を継続して行う。</p>